

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1-1 計画の背景と目的

- 市内の公共交通は市の中央を縦断するように鉄道（JR 東北本線）が運行しているほか、路線バスの廃止代替等を背景として運行する市営の公共交通（市街地巡回バスや市営バス、広域生活バス、通勤・通学バス、もとみやイクタンタクシー（デマンドタクシー））等が2009年度（平成21年度）から運行している。
- 本宮市においては人口減少や少子化などの影響から公共交通の利用者数は減少傾向にある一方、高齢化の進展に伴い移動手段に不安を持つ高齢者等の増加や、免許返納に対する社会的な動向など、公共交通に求められる役割は変化する状況にある。
- 公共交通を取り巻く情勢が大きく変化し続ける中で、市内の公共交通については、運行開始以降、大幅な再編・見直し等が行われていないため、現在のニーズや求められる役割等に適していない可能性が考えられる。
- 今後も市民の生活の足として公共交通を確保・維持することは重要であり、公共交通を取り巻く状況等を的確に把握した上で、効率性・持続性の高い公共交通ネットワークを検討することが必要である。
- そうした中、2020年（令和2年）7月に地域公共交通のことを「いっしょに」考えて実行することを主眼として、市民の代表をはじめ、交通事業者や国・県・商工会・社会福祉協議会等の関係機関、学識経験者、本宮市等で構成する本宮市地域公共交通活性化協議会を設立したところである。
- 現在の交通システムの分析による課題の把握と整理、市のニーズ調査を踏まえ、本宮市が目指す地域公共交通の基本的な方針や施策・事業等の検討を行い、市民の「生活の足」としてより良い地域公共交通を構築するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「本宮市地域公共交通計画」を策定する。

1-2 計画の位置づけ

- 地域公共交通計画（以下、本計画という）とは、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすことが求められている。
- 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」とは、言い換えれば「地域の将来像の実現に向けた公共交通のあるべき姿」と考えられる。本計画においては、地域の公共交通を最大限活用するとともに、地域の輸送資源を連携・活用する具体策を盛り込むことで、まちづくり全般（都市計画、福祉、観光、教育等）とも連携・整合を図り、地域が一丸となって推進することが重要となる。
- そのため、本計画は市の最上位計画である『本宮市第2次総合計画』に示される将来像の実現に向けて『公共交通のあるべき姿』を示すものであることから、これらの計画をはじめとする関連計画との整合を図るとともに、国が示す法律の位置づけなども踏まえる。

1-3 上位関連計画における考え・位置づけ等

1-3-1 本宮市第2次総合計画の概要

- 本宮市第2次総合計画は、将来の本宮市をどのような「都市（まち）」にしていくのか、そのためにだれが、どのようなことをしていくのかを、総合的・体系的にまとめたもので、本宮市第1次総合計画と同様、本宮市の全ての計画の基本となる最上位計画として、市のまちづくりを進めていくための基本的な指針となるものである。
- 計画期間は、2019年度（平成31年度）から2028年度（令和10年度）までの10年間とし、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の3つで構成している。



図 本宮市の将来像

1-3-2 本宮市第2次総合計画における公共交通の役割

- 本宮市第2次総合計画に示されている公共交通など市民の移動に関する事項は以下のとおり。

表 公共交通に求められる役割

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> • ドライバーの高齢化に伴う交通安全対策（自家用車含む） • 市民意識調査での公共交通の重要度は高い（35項目中9位） • 一方で、満足度は低く（35項目中35位）、利用者数も低迷 • 高齢者の生活を維持する持続可能なシステムの再構築
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> • 公共交通システムの整備・強化 • 公共交通システムの利活用の促進

1-3-3 関連計画における公共交通の役割

○関連計画に示されている公共交通など市民の移動に関する事項は以下のとおり。

表 公共交通に求められる役割

計画名称	内容
第2期本宮市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	<p>■利便性の高い持続可能なまちづくり</p> <p>○地域間をつなぎ生活を支える公共交通網の最適化と持続可能な運行</p>
本宮市都市計画 マスタープラン	<p>■都市施設の方針（道路・交通）</p> <p>○交通弱者の生活を支える円滑な移動手段の確保と、環境負荷の低減などの観点から効率的・効果的なバス運行や乗合タクシーの普及など、公共交通サービスの充実に努める</p>
本宮市街地地区 (第2期)都市再生 整備計画	<p>■交通拠点の整備</p> <p>○駅周辺の人口交流の増加を図るため、「市の顔」となるような、魅力ある交通施設や拠点施設の整備が必要</p>
第2期 本宮市地域福祉計画	<p>■地域での支え合い活動の推進</p> <p>○市民や地域の取組として、参加者の移動手段について考え、支え合い助け合う</p>
こおりやま広域 連携中枢都市圏 ビジョン	<p>■高次の都市機能の集積・強化</p> <p>○高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築</p> <p>■圏域全体の生活関連機能サービスの向上</p> <p>○地域公共交通の充実</p>

1-3-4 『本宮市 2050 ゼロカーボンシティ』の実現に向けた公共交通の役割

○2021年(令和3年)3月、本宮市は、国際社会の一員として、また、『笑顔』あふれる『人』と『地球』が輝くまち「もとみや」を創り、未来の市民に「安全で安心なまち」を引き継いでいくため、2050年(令和32年)までに市内の温室効果ガス排出実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言した。

○2050年(令和32年)温室効果ガス排出実質ゼロを実現するためには、様々な分野における実践や連携、継続が大切であり、地域公共交通の分野においても、自家用車だけに頼らない交通社会の形成をはじめとする『本宮市 2050 ゼロカーボンシティ』の実現に貢献する役割を担うことが必要となる。

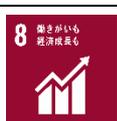


図 未来につなごうロゴ

1-3-5 SDGsにおける公共交通の役割

○SDGsは2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された目標であり、その目標に示される持続可能な世界を実現するための17のゴールに対して本宮市の公共交通が貢献する役割は以下のとおり。

表 SDGs に対して公共交通が貢献する役割

総合計画における基本目標	SDGsの目標	公共交通が貢献する役割
人を育み地域を創る未来へ夢ふくらむまち	 4 質の高い教育をみんなに	目標4：質の高い教育をみんなに ・学生が市内だけでなく郡山市をはじめとする市外の教育施設にも通いやすい移動手段の提供
	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう ・地域の観光資源にアクセスし、市内外の人口交流を促進
	 10 人や国の不平等をなくそう	目標10：人や国の不平等をなくそう ・誰もが移動に困らないよう、公共交通が不便な地域(公共交通空白地域)を解消
	 11 住み続けられるまちづくりを	目標11：住み続けられるまちづくりを ・災害にも強い緊急時の移動手段の提供
いつまでも健康・豊かで活力と賑わいにあふれるまち	 3 すべての人に健康と福祉を	目標3：すべての人に健康と福祉を ・疾病等に係る治療方法の高度医療化に応じて誰もが必要とする病院・福祉施設に通う移動手段の提供
	 8 働きがいも経済成長も	目標8：働きがいも経済成長も ・魅力的な観光・産業の場に、多くの人を呼び込むことによる経済基盤の向上
	 11 住み続けられるまちづくりを	目標11：住み続けられるまちづくりを ・安心・安全な移動手段を提供
	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標17：パートナーシップで目標を達成しよう ・市内イベント等の活動と連携し、参加者間の交流を促進
自然と人の暮らしが調和する安全・安心で快適なまち	 11 住み続けられるまちづくりを	目標11：住み続けられるまちづくりを ・自家用車による市内の渋滞の緩和、大気汚染物質の排出量の削減
	 13 気候変動に具体的な対策を	目標13：気候変動に具体的な対策を ・環境負荷の低減に配慮した車両の活用による二酸化炭素排出量、温室効果ガスの削減 ・できるだけ自家用車に頼らない交通社会の形成

1-4 計画の対象区域と期間

- 本計画の対象範囲は、本宮市全域とする。
- 本計画の計画実施期間は、2022年度(令和4年度)から2026年度(令和8年度)までの5年間とする。
- なお、本計画に示す内容等については、最上位計画である本宮市第2次総合計画の見直しや社会情勢等の変化等、公共交通に関する状況に変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを図る。

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
本宮市第2次総合計画											
本宮市地域公共交通計画											
				* 必要に応じて計画期間内でも適宜見直しを検討							

図 計画期間

1-5 計画の対象となる交通手段

- 本計画の検討対象となる交通手段は以下のとおり。

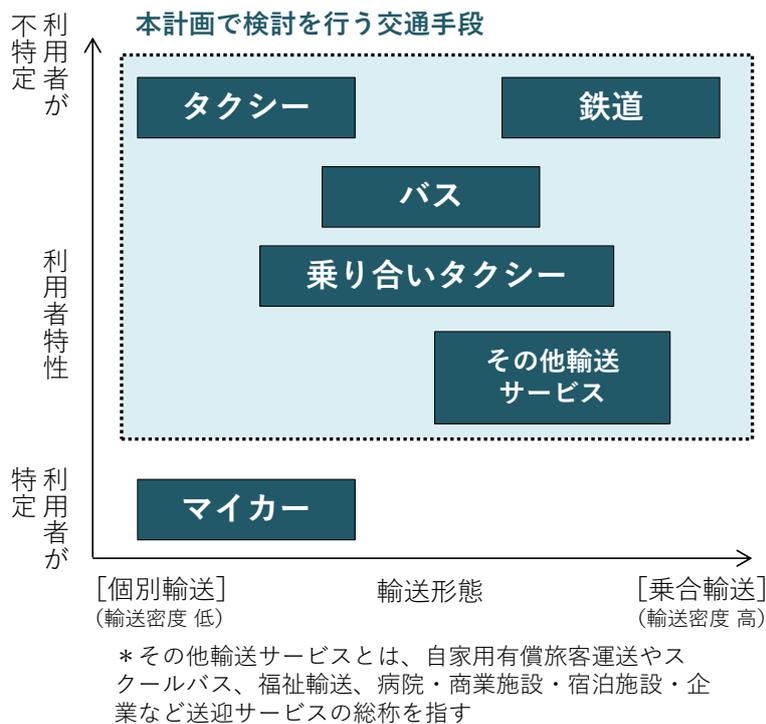


図 対象となる交通手段